



思いに寄り添う！

事業継続の意思に最適なスキームを情報提供しよう

武蔵優

地方銀行出身者

取引先がなぜ・何のために事業を継続したいのかを踏まえて適切なM&Aスキームを提案する方法について、代表的なスキームの概要から見ていく。

1 提案前にM&Aの代表的なスキームを知っておこう

M &Aによる事業売却を提案するには、まずM&Aの代表的なスキームを知っておく必要がある。そこで本稿では株式譲渡、事業譲渡、合併、会社分割、資本・業務提携の5つのスキームに関して、概要やメリット・デメリットに解説する。

株式譲渡

株式譲渡とは、譲渡企業の

株主が保有株式を譲受企業や個人等に譲渡する取引であり、会社の経営権を移転させる方法である。譲渡企業（の株主）・譲受企業（または個人）の双方で株式譲渡契約を締結したうえで譲受企業が代金を支払い、譲渡企業が株式を交付する。

株式譲渡のメリットは、手続きが簡便であること、オーナーを変更するのみですべての資産や取引上の契約を引き

継げること、譲渡企業の法人格がそのまま存続するため対外的な見た目が変わらないことなどがある。シンプルで活用しやすいため、ほかのスキームに比べて中堅・中小企業のM&Aで活用されることが多い。

株式譲渡のデメリットは、譲受企業は譲渡企業のすべてを引き継ぐため、簿外債務や税金、社会保険の未納付など、想定外の簿外債務まで引き継ぐ可能性がある点だ。

事業譲渡

事業譲渡とは、譲渡企業が

自社の事業の全部または一部を譲受企業に譲渡する方法だ。企業全体を売買の対象とする株式譲渡と比較して、譲渡対象の事業を選定できることが特徴である。

メリットとして、契約によって譲渡の対象となる事業を選択することができ、資産や負債についても当事者間で合意できれば、契約によって比較的自由に選択することが可能であることが挙げられる。

一方で、手続きが煩雑となり得るといふデメリットもある。事業譲渡では譲渡対象となる資産や負債、雇用関係等を1つずつ個別に移転の判断

をし手続きを行うが、その際に債権者や社員に対して個別に同意を得る必要があるほか、不動産も移行する場合には登記手続きも必要になる。こうしたプロセスは非常に手間

間で、特に譲受企業側の負担が大きくなりかねない。なお株式譲渡と事業譲渡では、成約後の経営権の所在も異なる。

株式譲渡では譲渡企業の株式の過半数が譲受企業に譲渡されると、譲渡企業の経営権が譲受企業へ移り、譲渡企業は譲受企業の子会社となる。対して事業譲渡は、事業の

一部または全部を譲受企業へ譲渡するため、企業の経営権に変化はなく、あくまで事業のみの譲渡となる。

合併

合併とは、2つ以上の企業が1つの企業になることだ。事業譲渡では譲渡企業の法人格が存続するのに対し、合併では消滅する。

また合併は組織再編行為のため、債権者保護手続等の会社法に定められた手続きを厳格に行う必要がある。

会社分割

会社分割とは、譲渡企業が譲渡の対象になる事業に関する業務の全部または一部を分割し、ほかの会社に吸収させる（吸収分割）、もしくは新設した会社に承継させること（新設分割）をいう。

事業譲渡との大きな違いは手続きだ。上述のとおり、事業譲渡では譲渡の対象となる契約に対して契約先ごとの同意が必要となるが、会社分割（吸収分割の場合）は包括承継となるため、契約もすべて引き継ぐことができる。つまり、個別の同意は不要だ。

資本・業務提携

資本・業務提携では、資本提携と業務提携を同時に行う。企業間で共同事業・共同業務契約を締結し実行することを指す業務提携だけでなく、資本提携も同時に行うことで、より強い連携の構築が期待できる。

資本・業務提携では、提携する企業間で相互に株式を持ち合う場合と、一方の企業のみが他方に出資する場合との2種類がある。

資本・業務提携のメリットとしては、互いに強固な関係を構築し、企業間の経営資源を補完しあうことで、経営効率を上げることができるといえる。また、必要がなくなれば契約を解消しやすい。

これに対してデメリットは、利益配分の不具合や顧客情報・ノウハウの流出等、別会社であるが故のリスクが生じる可能性がある点だ。

以上のスキームのほかに、M&Aには株式移転や株式交換等の手法もあり、2021年3月1日からは「株式交付制度」が施行されている。

株式交付制度とは、譲受企業が金銭ではなく自社の株式を対価として、譲渡企業を子会社化する手法である。まだ事例は少ないが、いままでのM&Aスキームの欠点を補完する手法として注目されている。担当者として、ぜひとも押さえておきたいところだ。